



取まち発第474号  
令和3年7月26日

一般廃棄物処理業許可証

未来産業

代表 古谷 等 様

取手市長 藤井 信吾 印



令和3年7月16日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	第 R 3 - 1 号
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	・一般廃棄物 (ただし家庭から排出される一時多量ごみに限る) ・特定家庭用機器廃棄物 (ただし家庭から排出される一時多量ごみに限る)
業 の 区 分	収集・運搬
搬 入 先 又 は 最 終 処 分 の 場 所	・一般廃棄物の搬入先 常総環境センター (茨城県守谷市野木崎4605番地) ・特定家庭用機器廃棄物の搬入先 平和貨物運送株式会社本社営業所(下妻市下木戸365番地1)
許 可 の 区 域	取手市内全域
許 可 の 期 間	令和3年7月26日から令和5年7月25日まで
許可の条件	1 この許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。 2 許可期限が切れたとき、または不要となったときは、直ちに返還しなければならない。 3 常総環境センター内においては、係員の指示に従わなければならない。 4 処理、処分施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは、すみやかに届出なければならない。 5 法令、条例、規則、上記事項及び市長の指示に従わなければならない。もし違反したり、指示に従わないときは、許可の取り消しその他の処分を下すことがあります。